

所 属	環境創造課
所属長	小島 寿美
電 話	06-6489-6301

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書の縦覧について

尼崎市は、尼崎市環境影響評価等に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき「尼崎市新ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）の提出があったので、同条第 2 項の規定により、実施計画書の写しの縦覧を行います。

なお、実施計画書について環境の保全の見地から意見を有する者は、その意見を記載した書面を市長に提出することができます。

1 事業概要

(1) 事業者

名称 尼崎市

代表者名 尼崎市 市長 稲村 和美

所在地 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

(2) 事業名

尼崎市新ごみ処理整備事業

(3) 事業予定地

尼崎市大高洲町 8 番地

(4) 事業内容・目的

現行のごみ処理施設（クリーンセンター第 1 工場・第 2 工場、資源リサイクルセンター、し尿処理施設など）の老朽化に伴い、新たな施設に建て替えるものであり、市内の一般家庭や事業所から排出される一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、廃棄物に含まれる資源を回収することなどを目的としたものです。

2 縦覧

(1) 縦覧期間

令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで（開庁時間中のみ）

(2) 縦覧場所

尼崎市役所中館 9 階（環境創造課）、尼崎市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、各サービスセンター、各保健福祉センター、各図書館

(3) その他

尼崎市 HP

(https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/tosi_kogai/1022233/1022838/1022840.html)

でも閲覧することができます。

3 意見の提出方法

(1) 提出期間

令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで

(2) 提出内容

①氏名、②住所、③連絡先、④事業名称（尼崎市新ごみ処理施設整備事業）、⑤実施計画書に対する環境の保全の見地からの意見

(3) 提出先

尼崎市役所中館 9 階（環境創造課）

住所：〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

FAX：06-6489-6301

E-mail：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 提出方法

持参、郵送、Fax、E-mail（いずれも 9 月 30 日必着）

(5) 提出のあった意見の取り扱い

提出のあった意見については、本市において取りまとめたうえで、事業者に送付し、事業者の見解を求めるほか、提出のあった意見や意見に対する事業者の見解を踏まえて、尼崎市環境影響評価審議会において実施計画書の内容について審議が行われます。

本市は、提出のあった意見と審議会での審議結果を踏まえ、実施計画書と事業者の見解に対して環境の保全の見地から意見を取りまとめ、事業者に通知します。事業者は本市からの意見を考慮して、事業の実施による環境影響を調査・予測・評価することになります。

なお、提出のあった意見と意見に対する事業者の見解は、調査・予測・評価の結果などが取りまとめられた準備書または評価書に記載されます。

【参考】

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、一定規模以上の事業を実施する際に、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表することで、住民などの意見を聴きながら環境の保全・創造について適切な配慮を行い、事業計画に環境の保全のための措置を適切に反映させるための制度です。

以 上